

日向諸藩と薩摩藩における六十六部対応の相違について

宮崎県民俗学会事務局長

前田博仁

目次

はじめに

一 日向諸藩における六十六部・巡礼等の対応

(一) 延岡藩

(二) 高鍋藩

(三) 佐土原藩

(四) 飢肥藩

二 薩摩藩における六十六部・巡礼の対応

三 六十六部に対する薩摩藩の諸規制

四 一向宗禁制と六十六部

結びとして

はじめに

六十六部とは日本廻国大乘妙典六十六部経聖といい、江戸時代には六十六部（六部とも）と略称され、法華経（大乘妙典）を六十六部書写し、全国を巡って六十六か所の霊社霊仏（一宮・国分寺など）に一部ずつ納経する廻国の修行者を言った。

その源は奈良から平安時代にかけての法華経の法力による滅罪信仰で、法華経書写と読誦をしながら山岳修行や全国六十六か国を巡る苦行とによって滅罪の功德を得ようとしたものであった。しかし、江戸時代になると信心で廻国するというよりは、他人を殺めたとかあるいは不治の病のために村に居られない者が廻国する例も多く、廻国途中に行き倒れることもあった。そして、死ぬときに頭痛や瘡を治すという誓願を立てるなど、流行神的性格を帯び、旅先で信者ができ庵や堂に住みつき、祈禱や予言をこととして身を過ごす者もいた。そのとき信者によって、「日月清明・五穀豊穡・大乘妙典六十六部廻国供養塔」なる石碑を建てたものを各地に見ることが出来る。

宮崎県内では諸国から延べ一八八人が訪れ、廻国中供養塔・廻国満願供養塔・石橋石段供養塔・行倒れ供養塔などを建立しており、県内で七六基確認^{＊1}している。

地域別に示すと高千穂町五基、日之影町一基、旧北川町一基、旧北浦町二基、旧西郷村一基、旧東郷町二基、門川町一基、新富町一基、西都市一基、国富町一五基、高岡町一基、清武町三基、宮崎市三九基、串間市三基で、都城市や小林市などでは確認できない。

これを旧藩別にみてみると延岡藩四〇基、高鍋藩七基、佐土原藩二基、飫肥藩三基、幕府領二二基、薩摩藩二基、これらの所在地を委しくみると、延岡藩四〇基の内飛び地宮崎が二八基、他は高千穂や城下から離れた地域である。城下であった旧延岡市では確認できない。次に多いのが幕府領で二二基、その内本庄（国富町）が一五基、



六十六部『日本風俗図会』

船引（清武町）三基、坪谷（東郷町）二基、穂北（西都市）一基、本郷南方（宮崎市）一基で、富高代官所があった日向市では確認

できない。高鍋藩も飛び地である福嶋（串間市）三基と金崎（宮崎市）二基が主で、城下（高鍋町）では見られない。宮崎県の都城市や小林市、えびの市それに諸県地方は薩摩藩であったが、これらの地域では廻国供養塔の存在を確認していない。各藩の城下であった地域では廻国供養塔を確認できないことから、管理が行き届いている城下では六十六部などの長逗留は難しかったと思われる。

都城・小林辺りに廻国供養塔がないことから薩摩藩は六十六部に對し何らかの制限をしていたのではないかと調査を重ねる内に禁制であった一向宗との関連を考えるようになった。

一 日向諸藩における六十六部・巡礼等の対応

まず、延岡・高鍋・佐土原・飫肥の四藩では、六十六部や巡拝者、旅人などに対し、宿泊とか行倒れなどにどう対処していたのか、元禄四年（一六九一）十一月、病気になった順礼が村継で送ってきたのをどのように対処したのか高鍋藩の例を紹介する。

元禄四年十一月

一、十五口西国順礼禪門円路と申者、出雲国松平出羽守(綱近)様御領内ニ而病氣、同人本国詮議在之候処、日向国本庄村之者〇書証文差添順々ニ送り来、本庄へ送届相渡候処本庄之者ニ而無之由送り返し延岡領河内村より肥後之内へ相送候処、岩神御番所ニ而通し不申、〇書証文ニ日向国之者と在之二付、岩神村より延岡領平岩へ送り来、平岩より美々津江相渡二付禪門高鍋二召寄申分承り候処、飢肥領中嶋田と申所之者ニ而親類在之候間親類居候所へ参着、如何様ニ罷成候共不苦と相頼二付、円路竹こしニ為乗綾部与五右衛門へ書付為持尻輕ニ為乗清武へ差遣相渡す

西国順礼中の円路という者が出雲国(島根県)病氣になった。出身地を調べると日向国(宮崎県)本庄村という口書証文があり、順々に送って本庄へ届けたところ、本庄の者ではないということが判明、また送り返し延岡領河内村より肥後国に送ったところ、岩神番所では日向国ということを理由に延岡領平岩へ送り返してきた。平岩より美々津へ渡したとき、円路の親類が飢肥の中嶋田にいたことが分かり、問合せると親類から飢肥へ送ってくれるよう依頼があったので、高鍋藩は円路を竹こしに乗せ、付添として綾部与五右衛門を派遣し飢肥領清武で円路を渡したというものである。

旅の途中病氣になることは珍しくなく、病氣の旅人はどの藩も村継で出身地まで送っていた。竹製の輿に寝かせて担ぎ村境まで送るもので、境で次の村人に引継ぎさらに次の村と送るのである。領内を過ぎると隣藩へ引継ぐという村継のシステムが日本全国に出来上がっていた。この高鍋藩の場合は隣藩である佐土原藩へ村継しないで直接飢肥藩へ送っている。高鍋から飢肥領清武までは凡そ十里、一日の行程であることから佐土原藩を煩わせないで直接送ることにしたのか。病氣の円路を竹輿に乗せて送ることであるから四人の人手が必要、それに綾部与五右衛門(乗馬)を付添いとして派

遣しているので高鍋藩は都合五人で飢肥藩まで送ったことになる。

(一) 延岡藩

延岡藩は旅人の通行や宿泊について届けるよう通達を出している。文化十五年(一八一八)五月の「延岡藩在方法度覚」^{*3}と嘉永元年(一八四八)十月の「黒木村村法書上帳扣」^{*4}というものである。

在方法度覚 文化十五年五月

一、旅人之儀、通掛り一宿八村役人江断候上、宿可致、其余逗留之節者、村役人江申出、願之上、差置可申事

黒木村村法書上帳扣 嘉永元年十月

一、旅人逗留之儀、無扨儀ニテ兩三日を越し候ハ、往来人品等承合、誰方江罷在候段可申達、其外病氣・故障等ニテ逗留為致候ハ、其段御達、御差図ニ従ひ、逗留為仕可申事

文化十五年の通達は、旅人が一宿を希望する場合、村役人に断って泊めさせること、また、逗留する場合は村役人へ逗留願いを出し許可を得てから逗留させることとあり、嘉永元年に出されたものは、旅人がやむを得ない事情で三日を過ぎる逗留をする場合は、来た理由を聞き人柄を見極めて泊める家を申し付けること、病氣や怪我などで逗留する場合はそれまでの達しや指図に従って泊めることである。

元文元年(一七三六)、延岡藩家代村(諸塚村)の五人組手形前書^{*5}には、次のような触れがある。

往還之町者不及申、在々共旅人大切可致候、於途中、人馬煩候時ハ、庄屋・百姓立合、可致助抱候、煩重候ハ、御役所江早速御注進可申上候、若相果候ハ、早速得御下知、其上庄屋・百姓立合、其者之道具改、封を付置可申旨奉畏候事
附、病人存生之内、往来手形致吟味、出所旁々口上書付置可申旨奉畏候事

これは「延岡藩在方法度覚」が出される八十年くらい前の触れである。往還沿いの町のものと言うに及ばず村々でも、旅人が病気で煩ったら介抱すること、若し死亡したら役所の指示を受けて、庄屋や百姓立会いの上で持ち物を検査封印しておき、お上の指示を受けることというものである。

(二) 高鍋藩

高鍋藩も延岡藩と似たような旅人無断泊禁止の触れ^(*)を出している。

正徳二年(一七二二)二月

一、二十一日旅人往還筋二夜泊り候ハ、町奉行并其所役人へ可相断無断及二夜候ハ、御法相背二付急度可被仰付往還筋之外鉢たたき等立宿為致間敷事

旅人が往還筋に二夜泊るときは町奉行ならびにその所役人へその旨断ること、もし無断で二夜宿泊させた場合は、御法に背いたという事で処罰を申し付けられ、家の前で鉢をたたき経文など唱えて、銭を乞い歩く乞食僧などは泊めてはならない、というものである。

旅人の宿泊について一泊は特に問題はなく、二泊する場合は役人に届け出ることを申しつけている。旅の途中で一宿することは通常のことであるが、二泊するということは病気が商いか何か理由があると思われる、藩としてもその辺を把握しておかなくてはならなかったであろう。

文化九年(一八一二)九月、佐土原藩安宮寺第八代住職野田泉光院が日本九峯修行に旅立った日記に次のような記述がある。

三日、佐土原を発つて日向国を南下、九月十三日に榎原(南郷町)を出立し、高鍋領の飛び地福嶋(串間市)に入り、瀧の権現を参拝、麓に下りると八ヶ谷という村に出た。

日も西山に落つる故一宿を求むる所、当所は旅人一宿も成らず



六十六部日本廻国供養塔(串間市)

る折から、鬼

瓦見る様なる面付きの大男来たり、不忽(無骨)なる言葉にて、各々は宿なき由、当所は御上より厳敷御触れにて、勝手に旅人を宿いたす事不出来、故に難儀に及ばれん。私宅は狭くむさくあれ共、一夜の事なれば堪忍して内分にて宿し玉へと云ふに付、恐ろしき面体なれども行き一宿す、休助と云ふ。

高鍋藩も旅人を泊めること禁じていたが、実際には泊めていたことが分かる。「内分にて宿し玉へ」、泊めたことを表に出さないという事で泊めている。

また、享保十五年(一七三〇)七月の『高鍋藩拾遺本藩実録』には次のような記載がある。

八日、長門国六部僧吉人高城二而相煩竹こし二載宿送立候病人送遣候義無慈悲之致方二付病氣介抱候様被仰出候既送立黒岩之庄屋受取送継豊後国浜脇と申所庄屋不受取又々送り帰美々津へ来依之高城へ送届彼所二而養生くれ候様申達

長門国(山口県)の六部僧一人が高城(木城町)で病気になるので、竹製の輿に乗せて宿送りしたが、病人を送り返すことは

無慈悲の仕方であるので、病氣介抱をするようにいわれた。しかし、すでに黒岩の庄屋が受取りさらに豊後国浜脇へ継送りした。浜脇の庄屋は受取らずまた送り返して美々津(日向市)へ来た。それで高城へ送りそこで養生するよう申し達した。他にも延享四年(一七四七)、寛延元年(一七四八)、天保元年(一八三〇)にも次のような記録がある。

延享四年七月

八日、六十六部坂本へ病氣罷在是迄庄屋賄今日ヨリ十日過候得八御賄被下候事初庄屋致方不宜二付

八日、六十六部が坂本で病氣になりこれまで庄屋で賄っていたが、今日から十日過ぎれば藩から賄い料を下そうという事。庄屋の扱いがよくなかったためであった。

寛延元年八月

二十日、回国六部兩人椎木海道二而盜賊力、リ疵付逃去候二付六部八上ヨリ養生被成下也

二十日、回国六部の二人が椎木街道(木城町)で盜賊に襲われて怪我をした。盜賊は逃げたので六部は藩より養生された。

天保元年五月

二十五日、宮崎郡清武中野村喜右衛門、豊後ヨリ病氣宿送り二而来、高松ヨリ心見村送立候処、相果候付中野村身寄之者江為持遣身寄者罷出願二寄高松掛之内へ葬置

宮崎郡清武中野村(清武町)の喜右衛門が病氣になり豊後より宿送りしてきた。高松(日向市)より心見村(都農町)に送って来たがそこで果ててしまった。中野村の身寄りの者へ連絡、身寄りの者が来てその者の願により高松掛に葬った。

以上、高鍋藩も旅人を二泊させる場合は町奉行やその所の役人の許可を得ること、無断で二泊させた場合は処罰するという決まりであった。領内で行倒れば庄屋に養生を命じ、盜賊に襲われて怪我すれば藩で面倒をみている。

(三) 佐土原藩

佐土原藩では廻国者や巡拝者、旅人などどう対処していたか文書を見出せないが、恐らく他の藩と同じであったと推察する。宝永七年(一七一〇)と天保十二年(一八四一)の取り扱いを紹介する。

宝永七年八月五日

宗門奉行飯田慶兵衛より申出候者高月院寺内地蔵堂江信州之六十六部病氣二付罷有候由高月院より申出有之候由申出之依之御法之通見分被申付上田島之庄屋方江申付介抱有之養生可申付由申建之

高月院(藩主菩提寺)の地藏堂で信州(長野県)の六部が病氣になったという申し出が高月院からあった。御法のとおり検分して上田島の庄屋へ介抱養生を申し付けたというのもである。

天保十二年一月二十日

肥後国上益郡下名連村宇平并まさと申女諸国神仏順拜として罷出候処日州那珂郡山崎村二而病氣付村継を以塩路村ヨリ村々如例継送来候処上田島名二而右之女致死去候付為検者差越見分致候処病死二紛無御座同道之者ヨリ御当地江葬度旨願出候間如例取計宇平早速村々継立高鍋領三納代江継送候段宗門奉行ヨリ申出之

また、天保十二年一月二十日、肥後国(熊本県)下名連村宇平とまさは諸国神仏順拜の旅に出ていたが、那珂郡山崎村(宮崎市)で二人が病氣になり村継で上田島へ送ってきたが、まさがそこで死去した。藩は検者を送って検分し病死と判断した。宇平からこの地に埋葬して欲しいとの申し出があり、そのように取り計らった。宇平は早速村継で高鍋領三納代(新富町)へ継送りしたなど行倒れの記録が残っている。

(四) 飢肥藩

飢肥藩も他藩と同様と厳しい取り締まりはなかったようである。藩記録を見出せないで、野田泉光院の日記から状況を見てみる。前述野田泉光院は日本九峯修行の旅に出立、飢肥領内を通つてい

る。

九月九日晴天。辰の刻内海立つ。種々饗応ありし故茶代一包遣はし候へども、日本回国行者なれば一銭も不請とて相かへされたり。此所より二里に鶯巢と云ふ浦あり、此所にて飢肥の番所旅人往来を改むる所あり。(略)

雨故滞りになり宮の浦と云ふに宿す、栄吉と云ふ宅。出来合の飯とて出ず、馳走に逢ふ。当時此村瘡瘡流行にて、賑々敷く瘡瘡踊とて老若男女交り合い乱拍子にて面白し。

十日 風雨天。同宅滞在。瘡瘡祈禱として仁王經五部誦誦す。今日は休めり。

十一日 曇天。宮の浦巳の刻立。当宅にても茶代一銭も取らず、右に付謝礼包み物少々遣す、此村の下に大川あり船渡り也。是れも栄吉無銭にて渡し呉れらる。鵜戸山迄三里の峠あり。(略)

内海では知合いの谷口文左衛門宅に泊まる。種々饗応があつたので茶代として一包を出すが廻国行者ということから受取らず返された。午前八時頃内海を発ち、番所がある鶯巢を過ぎると雨になり、鵜戸神宮近くの宮ノ浦で栄吉という者の家に世話になる。栄吉は食事を出し、翌日も雨が上らないため二泊させるが、特に村役に断つていない様子はない。また、出立に当たつて世話になつたお礼として茶代を出す为荣吉は受け取っていない。江戸時代の旅は自炊が基本、泉光院の旅も宿は借りるが食事は自分で賄つてゐるが、内海や宮ノ浦では泊めてくれた家でご馳走になつてゐる。

以上、日向四藩は一応六十六部や巡拝者の宿泊について制限してゐるが、病氣や怪我などしたときは介抱したり村継で送つたりして

いることが分る。

二一 薩摩藩における六十六部・巡礼の対応

薩摩藩は他国者が入国することを厳しく制限してゐた。他藩との交流を断ち経済的には自給いわば二重鎖国をしてゐたのであるが、その最大の理由として琉球・中国との密貿易があげられる。外国との貿易は天下の法度であつたため幕府に漏れることを極端に警戒、六十六部を幕府の隠密ではないかと疑つてゐたというものである。それを物語る去川関所での六十六部扱いが『宮崎縣史蹟調査』にある。

苟くも隠密と疑ふべきものは、敢て一歩だも入国することを許さず。若しすでに入国せる者あれば、国外追放の名の下に、藩境に誘い出して斬り殺すなど、甚しき制裁を加へ来たので、当時の旅人は、皆番所外の門に懼伏して、通行の万一を僥倖した位であつた。斯の如くであつたがゆえに、多くの怨霊屢ば怪をなしたと、今も此の邊の老人が語る所で、現に番所下流の川端にある一石塔は、惨殺されし六十六部の怨霊を鎮め、それを迷信の人々が祀るので、常に参詣が絶えぬと云つて居る。

隠密と疑われた六部が斬殺されそれを祀る石塔が関所の下流にあり、昭和初期までは怨霊を鎮めるために多くが参拝してゐたことが分かる。去川を訪ねると畑地の一隅に祠があり、そこに六部の霊を慰める石と伝えられる石があつた。昔、役人が関外へ出す六部を渡船上で斬つたら頭が川上に流れたことから、役人らは怨霊を恐れ六部の鎮魂を願ひ祀つたというものであつた。祠には訪ねた日も新しい柴が、関守だつた子孫によつて供えられてゐた。

都城市及び周辺に一門講という六部殺しに関係する講が十数か所存在する。釣りをしているところに六部が川を渡つて来たとか、六部が太刀を跨いだ、御堂に泊まつてゐた、戦に行つたが終つて



六十六部供養塔（山之日町六十田）

いたので替りに六部を斬つたなど些細な理由で殺害したもので、遺骸を川に捨てる遺体や頭部、血（講によって異なる）が上流へ流れて殺害者を畏怖させ、さらに怨霊が加害者一族に祟り、狂死・行倒れ、悪病罹患、怪我、火災等が次々に起こるといふ恐ろしいもので、その鎮魂や供養を一族で毎年定期的に行なう行事である。

一門講のように些細な理由で六部や順礼を殺し、その祟りを恐れて墓石を建てて祀った巡礼墓というのが鹿児島県内各所にある。

牧園町と霧島町の間に聖原という所では、六部が歩いていると子供が六部の鈴を欲しがったが六部はやらなかった。すると大人まで出てきて争いとなり六部は殺された。後に高野山の高僧と知れ、墓を作り神社に祀ったという。薩摩町永野では医者が出伏を殺したところ不幸が続いたので石仏を建てて祀った、財部町古井には親子の六部が留守宅に入ったので殺し石塔を建てた、市来町のみつが瀬は殺された六部が亡霊となって宿の妻みつを瀬に引き入れた等々の伝説がある。

一門講や巡礼墓伝説は薩摩において六十六部や巡礼が犬猫の如き扱いを受けたことを物語るが、それは六部幕府隠密説に加えて筆者は薩摩藩禁制の一向宗との関連があるのではないかと思っている。

三 六十六部に対する薩摩藩の諸規制

廻国六十六部や巡礼者に対する薩摩入国制限がいつから行われたか分からないが、寛文十二年（一六七二）三月、都城役人へ旅人取扱い（*15）覚（*16）が出されている。

覚

廻国之順礼行脚体之者、今程御領内へ入来候儀令停止之候間、其元番所へ入来候者、早速御領内可追扨旨、堅固に可被申渡候、若緩之儀於有之は、稠可及沙汰之条可被得其意者也

寛文十二年子三月二十一日 勘解由 印

市正 印（藩家老島津忠広）

都之城役人中

廻国順礼や行脚の者が薩摩領内へ入ることを禁止する、番所へ来ても追い払うことを厳しく申し渡し、この決まりを緩める者がいる場合は嚴重に評定するというものである。薩摩藩家老名で都城役人へ出されているが、これは藩内各外城全てに出されたものである。延宝六年（一六七八）四月にも行脚の者取扱い（*17）について覚が出されている。

覚

境目番所近辺に行脚之者致徘徊儀、向後に令禁止之旨堅可申渡、聊緩疎有間敷者也

延宝六年四月二日 評定所 印

都之城役人中

寺柱番所

境目番所近辺に行脚体の者が徘徊することを禁止することを堅く申し渡し、少しも緩めてはいけないというものである。

次は貞享元年（一六八四）四月に出されたものである。

他国出家・山伏・医者之類当国へ入来時分、改所より付状にて取次・宰領相付、宿次に外城より宰領迄にて次書無之、直に爰

元へ差越者も有之候、尤次第之外城より次書いたし、宰領相付者も有之、致両様不可然候、已後八改所より次第宿次之外城へ銘々宛書にて、銘々之外城より次書いたし、其上宰領相付、爰元へ可差遣候、尤往還共右之通に有之候様に、宿次之外城へ可引合候、各為心得如此に候、以上

(貞享元年甲子四月二十一日)

町奉行所 印

都之城寺柱改所

他国からの出家・山伏・医者之類が薩摩国へ入って来るときは、改所(番所)より付状をもつて取次ぎ、そして宰領を付けるようになつてゐるが、付状も宰領を付けることもなく、直ちに鹿児島へ来る者がいる。以後は改所より外城へ銘々宛書にて、銘々の外城より次書いたし、その上宰領を付け、爰元へ差し遣わすようにというもので、町奉行所から三股の寺柱番所へ出されたものである。

宝永五年(一七〇八)三月二十三日に家老座から諸所曖中、役人中に出された「旅人御領内差通候付て於諸所申付様之覚」という六十六部取扱いは十数目、微に入り細にわたるものである。誌面の都合で概要を挙げる。

旅人御領内差通候付て於諸所申付様之覚

一、六十六部経納または札納として寺社参詣で他国から来る行脚の者を入国させるに当たつては、境目番所で参詣する寺社を決めて通すこと。番所では何月何日何時に通したこと、通した理由書をつけ、そしてその旅人に持せ曖・役人へ行かせること。曖・役人は右の書付を見届け、着いた時刻を書きつけて旅人へ渡し、それより次の外城と順々に次書に時刻をつけ、鹿児島問屋へ旅人を行かせること。

一、六十六部に野宿させず同一場所には一宿しかさせないこと。そのため時刻を記入すること。

一、六十六部の参詣所は、庄内高城東霧島・曾於郡霧嶋山・大隅正八幡・鹿児島福昌寺・水引新田宮と決め、それ以外の参詣は堅く禁止、脇道に立ち寄りことも禁止ということで差し通すこと。



隠れ念仏洞 (高城町田辺)

一、風雨洪水等で滞在させる場合はその理由を次書に書き記すこと。

一、六十六部は明るいうちに目的地に着くようにすること。次の外城まで行きたいと申し出てもその所に着くのが夜にならないかどうか判断して出立させること。

一、旅人問屋へ着いた場合は、問屋でも次書に時刻を記入して行かせること。順路の諸所においても次書を旅人に渡し、滞留しないように申し聞かせ、経納・参詣が済んだら少しも領内に滞まらせず最寄の境目番所より帰国(出国)させること。但し、入国した番所から出国したいと言つた場合は入つてきた道筋をその通りに戻すこと。

一、六十六部を気ままに行動させないこと。途中で逗留している場合は参詣希望寺院の参拝が済んでいなくても、留まつている在所から直ちに最寄の境目番所へ行かせること。切支丹信者の疑いがある場合は捕えて長崎御奉行所へ送るなど、旅人を厳しく取り調べ少しも御領内へ滞まらせないことを委しく申し聞かせること。

一、路銀所持状況を番所で見届け、その旨を書付に記すこと。路銀を隠し持つこと、托鉢しながら旅することは禁止であることを申し付けること。

一、順礼・行脚の躰の者が信心の奇特を申し、町人や百姓などが銀錢・米穀の類を差し出すことを聞いたら、それは不届きなことであるので止めさせること。

一、板行の書籍や延喜式に見える日向国庄内高城東霧嶋山や大隅国分正八幡、大穴持韓国大明神、福山宮浦大明神、薩摩国穎娃開聞、出水加志久利大明神に参詣したいと申し出る者がいた場合は、国所証文や路銀等番所で検分し別条無い場合は差し通してよい。

一、外城一か所に旅人定宿二か所づつを申し付け、堂宮に一宿させること堅く禁止すること。但し、旅人問屋がある外城は旅人宿を定めるに及ばない。

一、定められた旅人宿以外で旅人を宿泊させた者がある場合は、宿主へ科料青銅百疋を申し付ける。程度によっては籠舎(入牢)をも申し付けること。

一、六十六部が参詣寺社に滞留することは堅く禁止し、もし病氣と言えばすぐに医者に見せ、病氣であれば快気するまで留めること。病氣を口実に留まる者が多いことであるので十分気をつけること。

一、地方の役人には右のようなことを知らないかもしれないが、病氣を口実に留まる者を見逃すと処罰を申し付ける。

一、経納、大社参詣、札納順礼、行脚の者は当五月十五日から規則を改め、参詣祈願が済まなくても同二十日まで、少しも延ばすことなくその所より衆中宰領を付け、最寄りの境目番所より出国させること。そのとき旅人どもへ薩摩領内は田畑が少なく米穀が不足し、日頃から国中の者が飢えている。そういうところに数百人の六十六部が托鉢して廻ることは、領内の者にとつて迷惑なことであることを言い聞かせること。また、切支丹宗門の疑いがある者を近頃捕え長崎御奉行所へ送った、どのみち藩政の妨げになる旅人は残らず帰国を申し付ることを言い聞かせ、托鉢の旅人は衆中宰領を付けて帰国させること。それでも逗留する者があれば出身地や名前を書きとめ、殴ったりせず丁寧な訳を言い聞かせて留めて置き、鹿児島島の指図を得ること。

以上のことを守り、所の役人関係者周知すること。

宝永五年子三月二十三日

御家老座 印

諸所喫中

役人中

これにある喫あつかとは薩摩藩外城における最高の郡役人ことで、大郷は六、八人、中・小郷は五、二人任命されて郡の政事・人心などを掌握、外城役場の庶務を分掌した。外城の門閥の家柄から任命され、合議制で郡政を決し地頭の指揮を仰いだ。また、旅人問屋はもともと物品の買い付け卸しの業務であったが、荷物預かり所となりさらに旅館業を営むようになり、最終的には旅宿人を管理する機能に変わった。宰領は旅人に付添って監視する者である。

これまでは支配者側の取締りをみたが入国した六十六部側の記録をみても。

天明三年(一七八三)、古河古松軒が薩摩に入国しているが、薩摩に入るときは浪人体で入国するより六十六部の方が入国しやすいくらいという情報を得て、六部の服装・格好で入っている。彼の日記日記には次のように記録してある。

覚

一 年五拾歳 備中下道郡岡田村修行者 古松軒一人

一 笈一つ内に本尊地藏尊その外何々

右は国所証文路銀持参、水引新田宮・鹿児島福昌寺・国分寺・正八幡・霧島山、六十六部経文奉納のため、昨日当御番所へ入り来たり候につき相改め、ここ元に一宿致し今日午刻(十二時頃)立たせ罷り越し申し候條、御領分中少しも滞りなく差し通り、経文奉納相済み候えは、その最寄り御番所より油断なく帰国申し付けらるべく候、以上

何月何日

何の何がし印

郷士年寄中へ

この書付を止宿せんと思ふ所にて、年寄(外城役人)宅に差

出せば年寄よりもまた左の通りの書付を渡す事なり。

右書付、予旅人の様子をも見届け別条なきにつき、兼て仰せ渡された趣、委しく申し聞かせた上二宿致させ、今朝巳刻（午前十時頃）ここに元相立ち御方の様に差遣し申し候、以上

何月何日

何村何がし

西方郷十年寄中

以上のような書付を持って行く先々の役人から着いた時刻、出発した時刻を記入して貰って宿泊・通行するのであるが、これはこれまで紹介した諸触れのとおりである。そして番所では往来手形や所持金などを調べられ、三分以上（*註）の所持金が無ければ入国させないことが分かった。病氣や死亡したときの費用と古松軒は判断している。行き先は水引新田宮と鹿児島福昌寺など五か寺と決められたが、これは六部に身を変えたからで、薩摩領内ではこれら以外の寺院で納経・納札することを許可していなかった。

しかし、古河古松軒は次のようなことも書いている。

「今にては昔時とは違ひて、他国者の薩州へ入る事六つかし（難し）からず。銅山金山殊外はんじやうして、人数幾人いりても日雇かせき有り。何国にてもかな山へ入りては、其山法ばかりにて人改めも濟事故に、かなほりといふて番所を入れれば無滞御通し有る事なり」

この頃薩摩藩では金や銅の発掘で繁昌（*註）していて労働力不足であったようだ。金掘りで入国したいと言えば問題なく番所を通過でき、他国の者が薩摩へ入国するのは難しくないと記し、さらに「薩州侯の領分へ入りては宿などは自由にせし事にて、町場には旅人宿といふ家有りて、門口に旅人宿と記せし大文字の看板を出して有り、六十六部は木銭十二文にて無心気止宿する事なり。宿にとる所は二十四文にて、十二せんは国主より下さる事也」

各外城に藩指定の旅人宿がありそこに宿泊すれば二十四文、さらに六十六部は藩の補助があり木賃宿代二十四文のところを半額にす

るといふ特別扱いをしている。

元治元年（一八六四）に諸塚村（宮崎県）の塚原岩二郎が伊勢参宮に旅立ち、別府浜脇（大分県）では木賃代六十四文、宇佐近く下阿蘇谷では八十五文を支払っていることから薩摩の二十四文は桁外れに安い。しかも六十六部であればさらに半額にするという、この特例は何なのか。

古松軒の日記では宰領が付いたことは窺えない。「修行者となりて入りこむ時は、野宿といへる事をいひひらきにして行度方へ見めぐりて、幾日にも国中に滞留して、番所有る所にて右の書付を番人へ渡して国を出る事なり」とあり、古松軒が入国した天明の頃は宰領を付けなかったと思われる。宰領を付けないことを触れで指示するのは古松軒薩摩入国から三十一年後の文化十一年であるが、実情はこの頃から宰領を付けないことが分る。しかし、六部には決められた順路で領内を歩き、藩が決めた寺社を巡拝させ、藩指定の宿泊所である旅人宿（旅人問屋）に宿泊させるなど、領内滞在中は六十六部の所在を完全に把握したいという藩の意図が在り在りとみえる。

宝永五年の触れから約百年後の文化十一年（一八一四）には規則が変ってくる。（*註）

御領内え入来候六部体之者、往来宿次才領相付候得共、向後不及其儀入来候、於番所国所証文等見届、慥成者八無口能差通候、番人よりは是迄之通付状相認当人え相渡、且道案内之者相付来候へ共、此節より不相付候間、付状通順道通行候様、分て可申聞候、尤右証文等不案に有之歟、又は辺路より入来候者八、一切差通問敷候

右之通諸所境目番所え申渡、差候て付状・順郷次書、又は御当地諸郷共順路外猥に不致徘徊様、与之儀は去ル子年委曲申渡有之通に候条、町奉行其外可承向え申渡、諸郷・私領えも可申渡候

十一月

安房(藩家老島津久備)

典膳(藩家老鎌田政詮)

別紙之通被仰渡候間、各得其意、所中不漏様申渡、本文無滞郷次に相廻、留より返納可有る候、以上

文化十一亥十一月九日

島津 亘

領内へ入ってくる六部体の者は往来宿次ぎ宰領を付けていたが、これからはその必要はない。番所において国所証文等見届け確かな者は通してよい。これまで通り付状を当人に渡し、道案内(監視)の者は付けなくてよいが、付状の道順のとおり通行するよう申し付けること。尤も証文等に虚偽が認められたり辺路番所から入国した者は一切通してはいけない。

右の通り諸所境目番所へ申し渡し、付状・順郷次書または当地諸郷とも順路のほか猥に徘徊させぬこと、組については去ル子年(宝永五年)に委しく申し渡した通り、町奉行その他にも申し渡し、諸郷・私領へも申し渡すこと、というものである。そして、本文は郷次で滞りなく廻し、最後の郷は本文を返納することと島津亘名で指示している。

文化十四年(一八一七)八月十九日、町奉行所から去川改役へ改めて指示している。^{*26}これも要約で示す。

近年、六部ならびに大社参詣廻国の者が、領内諸所辺鄙な所までも猥に徘徊しているというのを聞く。甚だもってよろしくない。第一国政の妨げになる。今後右体の者が諸所境目番所へ来た場合は、別紙定め置かれた参詣所、順路、郷々を指し通すこと。このことに付ては宝永三戌年に申し渡したとおりである。病気の者を除いて一宿の他は堂泊や野宿など一切させてはならない。入国する番所より順郷次書をもって通し、次書入国者へ渡して次書の趣旨を堅く申し聞かせること。このことは諸所境目番所へ申し渡しているので諸郷々面々はその通り心得、以後右体の者が来た場合は順路次書して通すこと。もし予め申請していた順路どおり通行しなかつたり堂泊



寺柱境目番所址 (三股町)

や野宿等で猥に徘徊いたす者があつたりした場合は、所次で境目番所から追い返し町奉行所へすぐに申し出ることと、家老菱刈隆邑と同額娃久喬名で指示している。

さらに、廻国者等の取締りについては文化元子年に委しく仰せ渡したとおりであることを心得、去々亥年ならびに去子年八月に仰せ渡したので取り違えはないはずであるが、これまで多く留しているのにその訳も付状に記さず、野宿したことは書いてあるが病気怪我のことは記していない。

老体の者や婦人連れ者が野宿や一日程度の滞在を願い出た場合は、托鉢は勿論気まま歩きは堅く禁止、これは国法であることを言い聞かせた上、その所の旅人問屋へ滞在することを申し付けること。なお又問屋にも付状に記すことを厳しく申し付けること。また、右体の者が滞在を申し出ても許してはならない。宿々では自分辺路や辺鄙な所への踏み込み、自俣徘徊とか托鉢等の禁止は国法であることは、これまで通りであることを申し聞かせ手抜きがないようにすること、と繰り返し命令している。

これは六部を含む旅人対策の大きな変化であり、自由な領内廻国を承認したことになる。古松軒も「修行者となりて入りこむ時は、野宿といへる事をいひひらきにして行度方へ見めぐりて、幾日にても国中に滞留して、番所有る所にて右の書付を番人へ渡して国を出

る事なり」と、野宿したといえは領内どこへでも行くことができ、何日も滞在できるたことを記している。

古河古松軒が薩摩に入った天明年間から文化年間、六部に対する取扱いが緩やかであったことが分る。

六部は病氣や怪我を除いて一泊と決められていたが、文化十一年（一八一四）の規制緩和を受けて同十四年去川改所に次のように指示している。^{*23}

「廻国者等の取締まりについて、これまで多くの入国した者の過半は留まり、中には三、四日も滞留しているのにその理由を付状に記していない。野宿したことは記しても怪我や病氣のことは書いていない」というものであった。

子年とだけ書いてあるので明確な年代は不明だが、寺社奉行所が真言宗大乗院へ触書^{*24}を出している。六十六部や行脚の者が納経・納札で寺院仏閣へ参詣した場合、暫くいる事は許可するが滞留するとは堅く禁止するというもの。大乗院とか花林寺・錫杖院・勅詔院にも同様の触書を出していることから、藩が決めていた寺院だけでなく他の寺社を自由に巡拝していたことが分かる。花林寺や錫杖院は高原町にある霧島東神社の別当寺であったことから、霧島六所権現などにも巡拝していたのである。

ところが、天保八年（一八三七）伊勢国探検家松浦武四郎の薩摩入国に際しては状況が一変している。僧に扮しての入国であったが、古河古松軒が六十六部に変装すれば薩摩廻国は容易であったという天明三年（一七八三）頃とは違つて取締りが厳重であった。

「薩摩侯の領内は国法厳重にして、余この辺へ（宮崎県高岡の月知梅）立入る節も夏井口（鹿児島県志布志）の番所にて往来手形を改め、荷物路用の銀子等微細に帳面にしるし、行く先々まで委細に吟味（を）なし、見物所の外は一切横道へ立入る事を許さず、役人立会いにて琉球の諸品物私に買取り間敷（き）証文を認めさせ、爪印を取りて、人相書を添えたる宿々送り手形を以つて、番所より幸

領の者を出し問屋まで送り届け、駄の問屋にて手形を書添え、歴々の郷土宰領にして護り送れば、国中に入りて珍事旧跡数多聞き及べども、最初契約の処よりは一切見物を許さぬゆえ、尋ね行く事かならず甚だ残念の至りなり」とある。鹿児島では中山・安田・山本などの諸氏を訪問、彼等の努力にも関わらず国禁という理由で僅か三日しか滞在できなかった。

天保十二年（一八四一）二月、飢肥藩家老平部嶠南が二十七歳のとき九州一周の旅に出ている。寺柱番所（三股町）から入国、都城から鹿児島を経て吉松、加久藤から肥後へ出国するが、行く先々で案内者と称する宰領を付け勝手に歩くことを許さなかった。鹿児島では落合双石（飢肥藩学者）の知人で江戸昌平坂学問所で学んだ人物二人から招待され自宅を訪問するが、宿の主人は隣室で嶠南等の談義を聞いているなど、夜の行動まで監視^{*25}している。

文化十一年に緩和された六十六部や廻国者などの取扱いが元に戻っているが、これは天保の大法難という一向宗への弾圧が最も厳しくなった時期と重なる。

四 一向宗禁制と六十六部

六十六部や廻国者などへの一連の取締りを一向宗禁制の側面から考察してみる。

薩摩藩における宗門改めと一向宗取締りは、寛永九年（一六三二）日向国高原（宮崎県）などに門徒がおり郷土・百姓が処分され、同十二年に切支丹改めと一向宗改めを実施した。また、一向宗本尊を出した土は知行を取り上げられて百姓へ下げられ、取り上げられた知行は寺領へ、没収された財産は神社修理へ宛てられた。百姓で一向宗であることが発覚すると財産を没収された。このような取締りはその後も実施され、寛永十七年（一六四〇）には田代新兵衛という者が一向宗の科により衆中を解かれ、火縄兵具衆へ身を売られて

いる。

明暦元年（一六五五）には宗門取締りのため、初めて宗体奉行を置き役所を宗体座と改称した。この宗体奉行は元禄十二年（一六九九）に宗体改方と改称、次いで宝永六年（一七〇九）には宗門改方となり、宗体座は宗門改所と改称、安永七年（一七七八）には宗門改方を宗門改役と改称した。

万治三年（一六六〇）には須木（宮崎県）で衆中十九人が、栗野・財部・中郷・福山（以上鹿児島県）等の衆中が一向宗ということになり、士籍召放あるいは居屋敷没収等に処せられ、宝永五年（一七〇八）には一向宗門徒に自首を勧め、自首者には誓詞を書かせたがその数は数千人に及んだという。その結果門徒は一時減少したが享保の頃には再び増加した。享保十年（一七二五）には山伏・社人・念仏坊・平家・座頭・地神座向・子安観音守等が筋なき祈禱や占等を行い、一向宗布教をすることを禁止し、また、他領から入ってくる六十六部や行脚等へ祈念・占等を頼むことを禁止した。

門徒は隠れ念仏として地下に潜り力カヤカベなど神道に偽装するなど厳しい弾圧にも関わらず増え、秘密結社の講を組織して信仰を守った。

西本願寺は薩摩藩境に接する日向諸藩や天草・水俣などの真宗寺院へ各念仏講支援を命じ、使僧を薩摩領内へ潜入させ講組織や冥加金上納を促した。

安永年間（一七七二〜八〇）には二十八日講が結成され、文化ないし天保頃、諸郷・諸在で盛んに講社が結ばれた。仏飯講・烟草講・椎茸講・御鏡講・開明講・一乗講・燈明講・真影講・冥加講などである。これらは山中や溪流近くにガマという念仏洞を掘り、そこで社頭とか番頭とよばれる講社の指導者から法話を聞いたり念仏を唱えたりして法灯を維持したのであるが、多くの講社は表筋から離れた辺鄙な地域で結成されていた。六十六部や廻国者による辺鄙な所への立ち入りを禁止したのは、一向宗隠れ門徒との接触を恐れたか

一向宗禁制と六十六部取締り			
和 暦	西 暦	一向宗改め	六十六部・旅人取締り
明暦元年	1655	宗体座設置	
寛文 7年	1667	薩摩領内からの欠落取締り	
寛文12年	1672		六十六部・行脚等薩摩入国禁止
延宝 6年	1678		行脚等境目番所近辺徘徊禁止
貞享元年	1684		次書・宰領をつけ入国認める
元禄12年	1699	宗体改と改称	
宝永 5年	1708	門徒へ自首を勧める。その数数千人	六十六部取扱い具体的指示
宝永 6年	1709	宗門改と改称	
享保10年	1725	山伏・念仏坊等一向宗門徒接触禁止	
安永年間	1772~80	西本願寺使僧多数薩摩潜入	
安永 7年	1778	宗門改役と改称	
天明 3年	1783		古河古松軒薩摩廻国緩やかな扱い
寛政 4年	1792		高山彦九郎出水野間関で足止め
寛政10年	1798	薩摩門徒飢餓肥領内欠落2,804人に及ぶ	
文化 9年	1812	文化年間講社本山へ盛んに上納	野田泉光院薩摩廻国緩やかな扱い
文化11年	1814		六十六部に宰領を付けることを止める
文政 3年	1820		安井息軒父親滄洲薩摩廻国緩やか
天保元年	1830	門徒による莫大な懇志金上納発覚	
天保 5年	1834	使僧妙光寺・浄泉寺・安楽寺薩摩潜入	山之口藩境へ新たに番所4か所増設
天保 6年	1835	大法難起こる	
天保 8年	1837		松浦武四郎薩摩廻国厳しい対応
天保12年	1841		平部崎南薩摩廻国厳しい対応
天保14年	1843	法難により本尊2千幅科人14万人に及ぶ	
弘化元年	1844	薩摩門徒飢餓肥領内欠落多し	
嘉永元年	1848	天保の法難治まり使僧探玄薩摩潜入	嘉永-文久、さらに山之口の番所増設
この頃?		家老新納、一門日置一向宗帰依発覚	
嘉永 2年	1849	日向国福島正国寺僧蘭薩摩潜入	
安政 4年	1857	使僧無涯日向国本庄宗久寺で自害	

表1 一向宗禁制と六十六部取締り

らである。

天保六年（一八三五）に一向宗弾圧が厳しくなる。それは天保元年（一八三〇）焼香講の上納金を本山へ納める男が聖導寺へ強盗に入り、捕縛された男の自白により各講から莫大な懇志金が本山へ上納されることが発覚したのである。その頃薩摩藩は五百万両とも言

われた藩債のため藩財政は硬直化し、家老調所広郷らが財政改革に取り組んでいた時期で、一向宗門徒から莫大な金が藩外に出ていることを知り厳しい一向宗弾圧に乗り出した。それまで藩は信仰面（反服従・平等性）での理由で禁制にしていたが経済的な面からも一向宗門徒・使僧摘発に躍起になった。

松浦武四郎や平部嶠南が薩摩入国した時期は、最も厳しい一向宗門徒取締りが行われた時代であった。先の古河古松軒は次のようなことを記している。

島津領日向・大隅・薩摩は一向宗禁制で、他国の切支丹信者取締りのごとく厳しく取締っているので、表向きは門徒はいないようであるが実際はそうではない。心がけの悪い廻国（六十六部）などは一向宗のことは知らぬ顔をして村々に入り、「実は我々は真宗（一向宗）だが、この国は一向宗御法度で薩摩入国が難しいと聞いていたので、往来手形には浄土宗と書いて番所を通った」と言えば、ここでもあそこでも御馳走して泊めてくれるという。

その虚実を知るために古松軒もある武家に行つて、噂どおりに話し本願寺の有り難いことを言ったら、家族がうち寄つて奔走したとあり、「くれぐれも宗門におそるべきは門徒なり」と結んでいる。

ここで、六十六部取り扱いと一向宗門徒取締りを時代を追つて整理すると表1のようになり密接な関連が読み取れる。江戸初期は六十六部の薩摩入国を禁止、境目番所近辺を徘徊することまで禁止している。しかし、入国を求める六十六部は後を絶たなかったとみえ、貞享元年（一六八四）には次書を持たせ監視人をつけることを条件に認めている。他方、一向宗門徒の取締りも処罰を行わないことを条件に自首を勧め誓詞を書かせて許している。そのとき自首した者は数千人に及んだという。自首を勧めたこの年、宝永五年（一七〇八）は六十六部の取り扱いが、例えば参詣寺社を予め決めおきそれ以外は認めないとか、一泊はよいが二泊以上は認めないとか野宿や堂泊は禁止など細かく指示し、役人の取締りを具体的に

している。また、山伏や念仏坊などが一向宗門徒に接触することを禁止するが、西本願寺使僧は盛んに潜入している。この時期、古河古松軒や野田泉光院など薩摩領内を廻国しているが結構自由に動いている。しかし、門徒摘発を緩めたものではなく年に数人は処刑されていることを古松軒は記している。

寛政十年（一七九八）薩摩藩は役人を潜入させ、出奔・欠落して飢肥領内に住み着いた薩摩領民を調べているが、その数は清武郷など二千八百余人に及び、その理由は貧困だけでなく一向宗信仰もあつたことを報告している。文化十一年（一八一四）には六十六部入国に際して宰領をつけないことにした。これは薩摩領内を自由に徘徊すること認めたということになる。しかし、天保六年（一八三五）にそれまでにない大弾圧が始まり、一向宗科で摘発された門徒は十四万人に及んだといひ、天保年間に薩摩入国した松浦武四郎や平部嶠南は厳しい規制と監視を受けている。

江戸後期、諸国のどの藩も関所番所は形式的な検閲で通行は自由であつたが薩摩藩だけは別であつた。寛政四年（一七九二）三月、勤皇家高山彦九郎は肥後から薩摩へ入ろうとして、肥後口の出水郷野間原で足止めされている。彦九郎が手形を持っていなかったことを理由に十日余り入国を阻まれたのであるが、このとき「薩摩人いかにやいかに荊萱の関もとささぬ御代と知らずや」と詠んでいる。

飢肥藩田野に接する山之口には壺之渡（山之口）・日当瀬・飛松・中川内・六頭子・永野・餅ヶ瀬戸・吉野元・宇名目・山神平・天神川原など辺路番所あつた。壺之渡番所は元和年間（一六一五～二三）、日当瀬と飛松番所は寛永十四年（一六三七）と古くから設置されていたが、宇名目・山之神平・吉野元・天神川原の各番所は天保五年（一八三四）、六頭子は嘉永四年（一八六一）以前、餅ヶ瀬戸と永野の番所は万延二年（一八六一）、中川内番所は文久二年（一八六二）と大法難が起こつた天保以降に設置され取締りが強化されているが、これは山之口だけでなく藩全体に及んでいたと思わ

れる。大法難から二十年位経過した嘉永の頃になると、西本願寺は使僧を送り込み講社再結成を促しているが、壊滅的となった講社からの上納が途絶えた本山は財政的な建て直しを計る必要があつての行動であつた。

結びとつて

六十六部に対する日向四藩と薩摩藩の対応の違いを見たが、その基は一向宗禁制であつたか否かに集約できる。古河古松軒は江戸後期の地理学者で、諸国の交通や風俗、物産、史跡など調査していったのであるが、薩摩領内には古松軒が見聞きしたとおり、一向宗門徒の心情に付け込んだ不届きな六十六部が多数横行していたのである。特に六十六部の辺鄙な所への徘徊を厳しく取締つた形跡があるが、鹿児島市中より外城、外城の麓より在郷と監視が不徹底になりがちな辺鄙な地域ほど隠れ門徒との接触が容易になり、一向宗門徒や使僧を騙る不逞な六十六部が横行したのであるが、為政者側は六部体の廻国者が講結成を促し、門徒拡大を図る西本願寺使僧ないし一向宗信者とみて警戒を強めたのではないか、それで六十六部が特別に藩の監視下に置かれたのではないかと考える。

注

- * 1 『宮崎県地方史研究紀要第二十四輯』「日向国における廻国僧」宮崎県立図書館 前田博仁
- * 2 * 8 『宮崎県史料第二巻高鍋藩拾遺本藩実録』宮崎県立図書館
- * 3 * 4 * 5 『宮崎県史料編近世3』宮崎県
- * 6 『宮崎県史料第二巻高鍋藩拾遺本藩実録』宮崎県立図書館
- * 7 * 13 『日本庶民生活史料集成（日本九峯修行日記）』三二書房
- * 9 『宮崎県史料第一巻高鍋藩本藩実録』宮崎県立図書館

- * 10 『宮崎県史料第四巻高鍋藩統本藩実録下』宮崎県立図書館
 - * 11 『宮崎県史料第七巻佐土原藩嶋津家日記三』宮崎県立図書館
 - * 12 『宮崎県史料第八巻佐土原藩嶋津家日記四』宮崎県立図書館
 - * 14 『みやざき民俗第五十号』宮崎県民俗学会
 - * 15 * 16 * 17 * 21 * 22 * 23 『庄内地理志（巻五十三）』都城市
 - * 18 * 20 『近世社会経済叢書（西遊雜記）』
 - * 19 高鍋藩の記録に人夫や職人などの賃金があり、それを平成二十年度の宮崎県最低賃金で換算すると三分はおよそ九万九千円、木賃十二文はおよそ四百円である。
 - * 24 『宮崎県史料編近世五』宮崎県
 - * 25 『松浦武四郎紀行集』『西海雜志』
 - * 26 『六郷莊日誌』青潮社
 - * 27 『鹿児島縣史』
 - * 28 『古今山之口記録』宮崎県地方史研究会
- * 境目番所と辺路番所、薩摩藩には二通りの番所を設置し人・物資の出入りを管理をした。境目番所は九か所、その内宮崎県内には加久藤の求麻口、野尻の紙屋、高岡の去川、三股の梶山と寺柱にあつた。高鍋領福岡（串間市）境には志布志の八郎ヶ野と夏井にあり、九か所中六か所が日向諸藩に対する番所であつた。薩摩への出入国は境目番所と決められ、通行手形をはじめ入国目的や所持金、出国では藩外持出禁止の物品の有無など厳しく調べた。辺路番所は藩境に多く置かれ、藩内からの出奔欠落、他領から潜入を監視し、不審な者の逮捕または通報を業務とした。
- （日本山岳修験学会会員）